

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

従業員が所定人数を超える際の注意事項

第2類事業者¹の場合（一）

人数	注意事項	根拠
明確な人数制限なし (1名より適用)	<ol style="list-style-type: none"> 一定規模以上の公衆の使用に供する建築物は、管理権者より防火管理人を設け、消防予防計画の制定をする。その一定規模以上の公衆の使用に供する建築物は、「総床面積 300 m² 以上のレストラン」を含む。 上記の消防予防計画には「自衛消防編成組を設ける」、 <ol style="list-style-type: none"> 従業員 10 人以上の場合、少なくとも消火班、通報班及び避難誘導班を設ける。 従業員 50 人以上の場合、安全防護班及び救護班をさらに設ける。 消防防護計画のその他事項については、「消防法施行細則第 15 条」を参照。 労働者人数が 30 人未満の第 2 類事業の事業単位は、丙種職業安全衛生業務主管 1 名を設けなければならない。 事業単位の労働者人数が 30 人未満の場合、設置すべき職業安全衛生業務主管は、事業経営の責任者又はその代理人より担当することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防法第 13 条 消防法施行細則第 13 条から第 16 条 職業安全衛生管理方法第 3、4、12-1 条

¹ 飲食業者や小売業の場合、職業安全衛生管理方法第 2 条における「第 2 類事業」に該当され、職業安全衛生管理方法第 3-2 条第 1 項に基づき、事業単位の労働者人数の計算は、本事業単位及びその下請け、再下請けの労働者及びその他、事業場の責任者の指揮又は監督を受け、従事する労働者が同一期間、同一事業場で作業する総人数をいう。同条第 2 項の規定では、事業において、総機構を設けている者は、その労働者人数の計算は、所属する各地区の事業単位で作業する労働者の人数を含む。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>6. 雇用者は、事業単位の規模、性質に基づき職業安全管理計画の制定、各級の主管及び指揮・監督を担当する関連者の執行を求めなければならない。労働者人数が 30 人以下の事業単位は、安全衛生管理執行記録又は書類をもって職業安全衛生管理計画に切替えることができる。</p>	
<p>30 人以上</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 就業規則の制定をする。 2. 労働者人数が 30 人以上の各事業場の場合は、各自労使会議の開催を行わなければならない。 3. 支店及びその付属する単位の雇用人数が 30 人以上の場合、職場におけるセクシャルハラスメント防止措置、申立及び懲戒方法の制定、並びに人目が付く場所での公告及び各労働者への配布をしなければならない。 4. 支店及びその付属する単位の雇用人数が 30 人以上の場合、3 歳未満の子を養育する労働者に対しては、毎日 1 時間の労働時間の削減（削減される労働時間に報酬なし）又は時間の調整をすることができる。 5. 労働者人数が 30 人以上 100 人未満の第 2 類事業の事業単位は、乙種職業安全衛生業務主管 1 名を設けなければならない。 6. 労働者人数 30 人以上の事業単位は、その職業安全衛生スタッフが離職する場合、直ちに現地の労働検査機構に申立をしなければならない。 7. 労働者人数が 30 人以上の事業単位は、管理単位又は管理員を設ける場合、職業安全衛生管理単位（管理員）の設置（変更）の申立書を記入し、労働検査機構へ申立てなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準法第 70 条 ・ 労資会議実施方法第 2 条 ・ 性別就労均等法第 13、19 条 ・ 職場におけるセクシャルハラスメント防止措置申立及び懲戒方法制定処置準則第 2 条 ・ 職業安全衛生管理方法第 8 条第 2 項、86 条 <p><u>その他関連法令</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業安全衛生管理方法第 3 条 ・ 性別就労均等法施行細則第 5 条

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。